

証券コード 3640
平成30年 6 月11日

株 主 各 位

長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地 6
株 式 会 社 電 算
代表取締役社長 轟 一 太

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年 6 月26日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 6 月27日（水曜日）午前10時30分

2. 場 所 長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

(1) 報 告 事 項 第53期（平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

(2) 決 議 事 項
第 1 号議案 取締役 9 名選任の件
第 2 号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定
の件
第 3 号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ndensan.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。なお、これらの事業報告は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類の一部であります。
- ◎なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトの開示いたしました。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用情勢の着実な改善に加え、個人消費の持ち直しなどもあり、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米国の経済政策運営の影響や、新興国・資源国経済の動向、地政学的リスクの高まりなど、先行きは不透明な状況が続いております。

情報サービス産業におきましては、近年のスマートフォンの普及と利用時間の増加、ビッグデータ利用に関する法の施行や国際議論の進展、政府が推進する働き方改革等を受けIT投資の拡大が見込まれる一方、クラウド化に伴う開発規模の縮小による成長の鈍化傾向も見られ、全産業におけるソフトウェア投資は緩やかな上昇傾向にあります。

このような状況の中、当社は下記の重点施策・事業の推進を行いました。

- ①公共分野では、次期総合行政情報システムの開発、総合行政情報システム等の全国展開、共同利用型システムの提案推進、市区町村向け基幹系及び情報系システム更改、番号制度・国民健康保険制度等の各種法制度改正対応に伴うシステム開発。
- ②産業分野では、販売管理システム、生産管理システム、リース業務パッケージ及び電子カルテシステム等の医療機関向けシステムの販売拡大、ビッグデータ共有システム及び自動車統合管理システムの受注開発。
- ③IoT (Internet of Things) を利用したデータ収集、解析の手法やセキュリティ等に関する新技術の具体的調査・研究の推進と関連する新サービスの提供。
- ④積極的な人材育成を通じた高度な技術力、顧客対応力、提案力の育成。

■公共分野の状況

公共分野におきましては、番号制度において、平成29年7月から地方公共団体情報連携が開始され、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの導入も全国で進展しております。当事業年度は、番号制度を始めとする法制度改正によるシステム改修対応や、次期総合行政情報システムの開発などを実施しました。また、受注活動におきましては、新規顧客の獲得及び既存顧客のシステム更改案件の獲得の他、クラウドサービスによるシステム共同利用の提案及びパートナー企業との提携強化を重点に推し進めました。

その結果、総合行政情報システムで新規1団体から受注したほか、既存顧客の基幹系システム更改で6団体、情報系システムで13団体、要介護認定支援システムで11団体、戸籍総合システムで5団体のシステム更改を行っております。また、パートナー企業を通じた新規顧客へのシステム販売では、水道料金システムで2団体、介護保険事務処理システムで1団体、要介護認定支援システムで1団体に販売しております。

システム提供サービスでは、前事業年度から継続の法制度改正の対応においては、情報ネットワークシステムとの総合運用テスト支援対応で71団体、平成29年度番号制度改正対応で175団体、マイナンバーカード等への旧氏併記対応で131団体へ提供を行いました。平成30年度の法制度改正の対応においては、介護保険制度改正対応で174団体、障害者総合支援法改正対応で91団体、国民健康保険制度改正対応で121団体、国保制度改正集約連携対応で80団体へ提供を行いました。なお、マイナンバーカード等への旧氏併記対応、介護保険制度改正対応、障害者総合支援法改正対応につきましては、引き続きシステム開発を進めております。また、長野県の福祉医療費給付事業の現物給付方式導入の対応で54団体へシステム提供を行いました。

データセンターサービスでは、総合行政情報システムを軸としたクラウドサービスを新規に15団体、共同利用型コンビニ交付サービスを4団体へ提供しました。

新サービスとして拡販を進めております、スマートフォンを利用した子育て・生活応援アプリにつきましては、3団体へ新たに提供しました。

これらの結果、公共分野の売上高は97億11百万円（前事業年度比9.1%減）、営業利益は10億14百万円（前事業年度比71.5%増）となりました。

■産業分野の状況

産業分野におきましては、製造・流通業向けの販売管理システム・生産管理システムの開発をはじめ、電子カルテ・医事会計システムを中心とした医療系システムの受注・更改及びリース業務パッケージの構築を進めました。

当事業年度は、主力商品である地銀系リース業向けリース業務パッケージにおいて、1社を新規受注し、2社に対して提供に向けた開発作業を進めました。また、パッケージの機能強化を目的として、BI (Business Intelligence) ツール※1を用いた経営分析機能を開発しました。合わせて、ユーザの初期導入・保守費用の削減を目的として、システムで利用するデータベースシステムの見直しと対応を実施しました。引き続き、全国の地銀系及びその他リース会社に対し積極的に営業活動を実施してまいります。

医療機関向けシステム提供サービスでは、電子カルテシステムを1病院、病院総合情報システムを1病院に新規導入しました。また、電子カルテと医事会計システムをそれぞれ1病院で更改しております。健診システムについては、1病院に新規導入し、1病院で更改しております。

製造・流通業向けの販売管理システムでは、4社を新規受注し、6社への更改を行いました。生産管理システムでは、1社を新規受注し、提供に向けた開発を進めております。その他、ビッグデータ共有システム及び自動車統合管理システム等の受注開発案件を提供しました。

データセンターサービスでは、仮想サーバサービスを23社へ提供、インターネット事業では、コンテンツ管理システムを7社へ新規提供し、4社への更改を行いました。

新サービスとして拡販を進めております、AI (Artificial Intelligence : 人工知能) ※2を搭載したナレッジマネジメントシステム「SmartKMS」につきましては、4社へ提供しました。

これらの結果、産業分野の売上高は38億86百万円（前事業年度比5.7%減）、営業利益は97百万円（前事業年度は3百万円の営業損失）となりました。

- ※1 コンピュータの専門家ではない一般の利用者が使用することを想定したシステムツールで、必要なデータを検索・収集、多様な視点から解析・分析し、データや分析結果をレポートやグラフに分かりやすく可視化する機能のこと。
- ※2 人間の使う自然言語を理解し、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするソフトウェアやシステム等のこと。

■新技術・新サービスへの取り組み

情報セキュリティに関するサービス化の取り組みとして、新たにセキュリティインシデント※¹対応訓練研修の提供を開始しました。この研修はセキュリティの基本知識を学ぶ講義と、気づきや当事者意識を向上させるグループ演習で構成され、事務職、技術職、管理職といった区別なく参加できる内容となっています。グループ演習では受講者が仮想CSIRT（Computer Security Incident Response Team）※²のメンバーとなり、次々に発生するインシデントをボードゲーム感覚で体験・学習します。演習の特徴としては、お客様において実際に発生しそうなインシデントを分析した、リアリティの高いシナリオを用意し、パソコンや専門知識がなくても実施できるよう、対応策のヒントが書かれたイベントシートを利用していることが挙げられます。

セキュリティ分野以外では、音声からテキスト（文字）に変換する技術に取り組み、タブレットやスマートフォンに向かって発した音声画面の指定位置にテキストで表示されるプロトタイプを作成しました。窓口や観光用途等での活用を想定し、日本語から英語、中国語への翻訳機能も有しています。

また画像や映像から物体を認識する技術への取り組みも開始しました。この技術を応用し、例えば監視カメラの映像から人物を特定する、ドローンで撮影した画像から土地の利用状況を判別する等の実用化を目指しています。

※¹ 情報管理やシステム運用において、その安全性を脅かす事象のこと。例えば、マルウェア感染や不正アクセス、Webサイトの改ざんなどがある。

※² セキュリティインシデントに対処するための部署横断的なチームのこと。

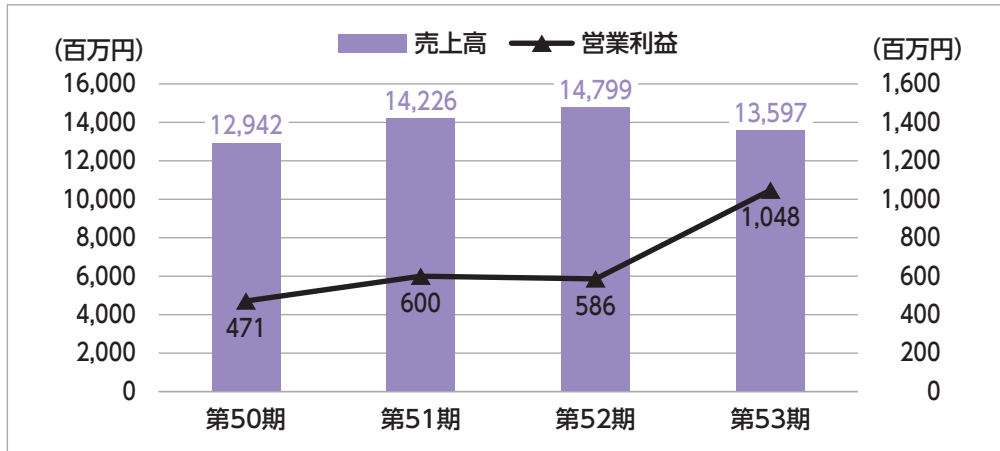
■当事業年度の業績

当事業年度は、公共分野での、基幹系及び情報系システムの更改、共同利用型システムの提供、番号制度・介護保険制度・国民健康保険制度等の法制度改正対応等、また、産業分野での、病院総合情報システムの更改、各種パッケージシステムの提供等で売上を確保したものの、前事業年度と比較し減収となりました。

また、営業利益、経常利益、当期純利益につきましては、研究開発費が前事業年度と比較し減少したことで増益となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は135億97百万円（前事業年度比8.1%減）、営業利益は10億48百万円（前事業年度比78.8%増）、経常利益は10億44百万円（前事業年度比74.0%増）及び当期純利益は7億44百万円（前事業年度比77.4%増）となりました。

売上高・営業利益の推移



セグメント別売上高・営業利益

セグメント	売上高 (千円)	前事業年度比 (%)	セグメント利益 (千円)	前事業年度比 (%)
公 共 分 野	9,711,550	90.9	1,014,005	171.5
産 業 分 野	3,886,117	94.3	97,673	—
調 整 額	—	—	△62,708	—
合 計	13,597,667	91.9	1,048,970	178.8

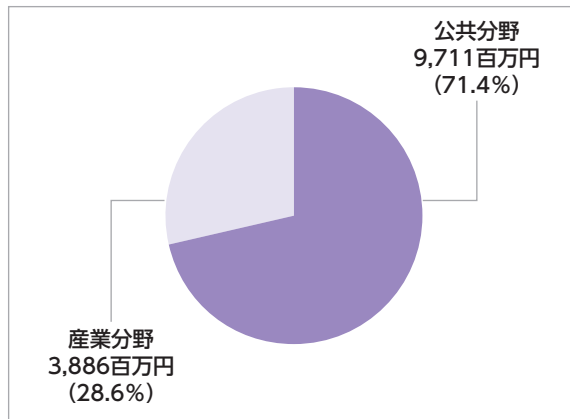
(注) セグメント利益の算定にあたり、営業費用の配賦方法を当社の経営管理手法により即したものとし、セグメント利益の実態をより明瞭に表示するために、当社の管理部門等のうち、報告セグメントに帰属しない費用については「調整額」に含めております。

業務の種類別売上高

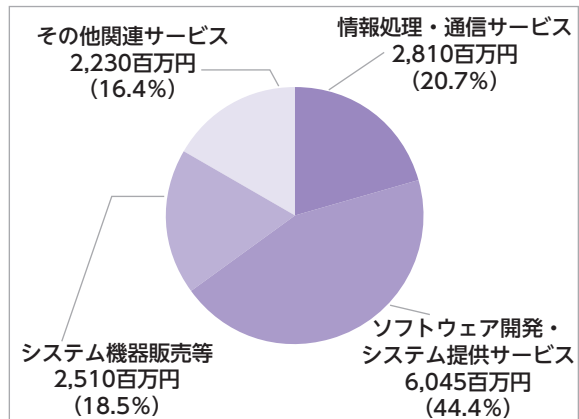
業 務 の 種 類	売上高 (千円)	前事業年度比 (%)	構成比 (%)
情 報 処 理 ・ 通 信 サ ー ビ ス	2,810,858	97.5	20.7
ソフトウェア開発・システム提供サービス	6,045,628	105.3	44.4
シ ス テ ム 機 器 販 売 等	2,510,379	64.6	18.5
そ の 他 関 連 サ ー ビ ス	2,230,801	97.3	16.4
合 計	13,597,667	91.9	100.0

(注) 業務の主な内容は、「(7) 主要な事業内容」をご覧ください。

セグメント別 売上高



業務の種類別 売上高



(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の総額は18億51百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

主 な 設 備 投 資 内 容	投 資 額（百万円）
次期総合行政情報システム	1,577
外気処理機更新工事	61
次世代型クラウドサービス基盤用ストレージ増設	39
FEPシステムリプレイス関連設備	25

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額75億円の当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における借入実行残高は22億82百万円であります。

(4) 対処すべき課題

対 処 す べ き 課 題	具 体 的 な 内 容
① 商品・サービスの多様化と新たなビジネスモデルの構築	データセンターを活用したサービス提供によりストックビジネスをさらに拡大するとともに、短期及び長期の業績向上に資する商品・サービスを他社に先んじて提供し、新たなビジネスモデルの構築を図ります。また全社横断的に技術力・企画力・マーケティング力・営業力を集結し、新サービスの商品力・販売力を強化します。
② 新技術の調査研究と早期事業化	ドローン、ビッグデータ、オープンデータ※1、IoT (Internet of Things)、AI (Artificial Intelligence：人工知能)、AR (Augmented Reality：拡張現実)、VR (Virtual Reality：仮想現実) ※2等の新技術の調査・研究を進め、早期事業化を目指します。
③ 協業・海外企業との連携強化	他社との新たなアライアンス、海外企業との連携強化により、事業拡大と新規サービスの創出を進めます。
④ 次期総合行政情報システムの開発と提供	次期総合行政情報システムの開発を進め、高品質・高機能なシステム提供により、事業の持続的成長を進めます。
⑤ 産業分野の拡大と収益性の向上	リース業務パッケージ、販売管理システム等の主力パッケージシステムの拡販及び医療関連システム事業の拡大で、新たな事業の柱を構築します。
⑥ 新規サービスを創出できる人材の育成	高度情報セキュリティ技術者、システム開発技術者の技術力向上と、営業・管理部門の専門知識の向上を図り、サービス力・顧客対応力・提案力等の総合力が顧客及び業界から評価される企業を目指します。また、社員自らが調査研究し、実現可能な構想計画に落とし込むことが出来る人材を育成します。

※1 特定のデータを一切の著作権、特許などの制限なしに、誰でも自由に使い再利用もでき、かつ再配布できるようなデータのこと。

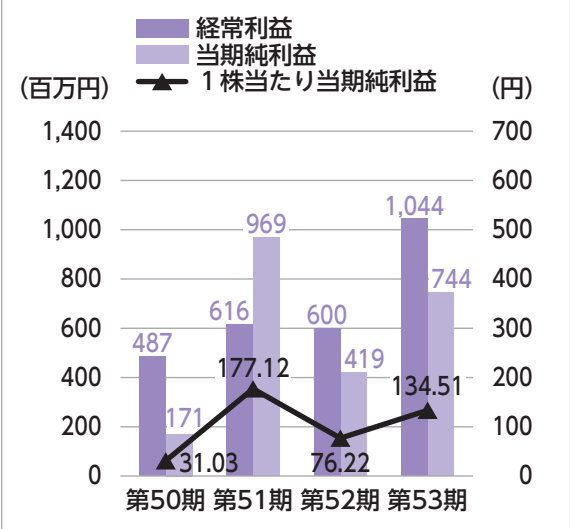
※2 映像や音声を利用し、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術のこと。

(5) 財産及び損益の状況の推移

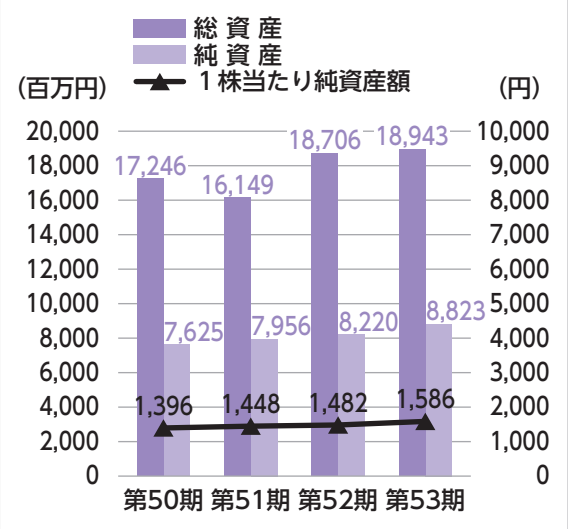
区 分	第50期 (平成27年3月期)	第51期 (平成28年3月期)	第52期 (平成29年3月期)	第53期 (平成30年3月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	12,942,228	14,226,602	14,799,774	13,597,667
経常利益 (千円)	487,808	616,102	600,331	1,044,739
当期純利益 (千円)	171,929	969,680	419,652	744,514
1株当たり当期純利益 (円)	31.03	177.12	76.22	134.51
総資産 (千円)	17,246,042	16,149,247	18,706,886	18,943,917
純資産 (千円)	7,625,592	7,956,751	8,220,530	8,823,922
1株当たり純資産額 (円)	1,396.68	1,448.26	1,482.83	1,586.35

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

経常利益・当期純利益・1株当たり当期純利益



総資産・純資産・1株当たり純資産額



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

各分野における事業内容は、以下のとおりです。

分 野	事 業 内 容
① 公共分野	主に地方公共団体及び関係する諸団体向けに、システム提供サービス、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。
② 産業分野	主に民間企業及び医療・福祉機関向けに、ソフトウェア開発、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。 また、一般個人向けにインターネットサービスも提供しております。

また、業務の種類別の事業内容は、以下のとおりです。

業 務 の 種 類	事 業 内 容
① 情報処理・通信サービス	ア. 情報処理サービス イ. インターネットサービス ウ. データセンターサービス
② ソフトウェア開発・システム提供サービス	ア. ソフトウェア開発 イ. システム提供サービス
③ システム機器販売等	ア. 機器システム・用品販売
④ その他関連サービス	ア. その他システム関連サービス イ. 機器賃貸・保守サービス

(8) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	長 野 県 長 野 市	北 関 東 S S	埼 玉 県 さいたま市
東 京 支 社	東 京 都 中 央 区	佐 渡 S S	新 潟 県 佐 渡 市
新 潟 支 社	新 潟 県 新 潟 市	上 越 S S	新 潟 県 上 越 市
佐 久 支 社	長 野 県 佐 久 市	山 梨 S S	山 梨 県 中 央 市
松 本 支 社	長 野 県 松 本 市	—	—
飯 田 支 社	長 野 県 飯 田 市	—	—

- (注) 1. SSは、サポートサービスセンターを指します。
 2. 平成30年4月1日付で、山梨SSを廃止し、山梨支社を開設いたしました。

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① セグメント別の従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
公共分野	417名（37名）	3名増（5名減）
産業分野	112名（7名）	5名減（1名増）
セグメント計	529名（44名）	2名減（4名減）
全社（共通）	184名（38名）	5名減（3名増）
合計	713名（82名）	7名減（1名減）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません）は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及びセグメントに含まれない開発・運用等の部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
713名（82名）	7名減（1名減）	41.7歳	17.7年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません）は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（千円）
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	2,865,200
長 野 県 信 用 組 合	1,370,000
株 式 会 社 長 野 銀 行	832,000

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,837,200株

(3) 株主数 7,911名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
信越放送株式会社	2,129,100	38.39
トーテックアメニティ株式会社	716,300	12.91
信濃毎日新聞株式会社	289,200	5.22
電算従業員持株会	223,500	4.03
株式会社八十二銀行	120,000	2.16
株式会社長野銀行	101,600	1.83
株式会社エステート長野	92,000	1.66
東芝デジタルソリューションズ株式会社	72,000	1.30
長野県信用組合	60,000	1.08
共栄火災海上保険株式会社	50,000	0.90

(注) 1. 当社は、自己株式を291,832株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成25年6月導入の「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」は平成30年1月に終了しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成30年3月31日現在)

		取締役会の決議日 (平成28年7月19日)
発行決議日		平成28年7月19日
新株予約権の数		150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 180,100円 (1株当たり 1,801円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成28年8月3日から 平成58年8月2日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 130個
		目的となる株式数 13,000株
		保有者数 6人
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 20個
		目的となる株式数 2,000株
		保有者数 2人

(注) 1. 新株予約権者は、権利行使期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役及び従業員等の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

- 2. 新株予約権者は、上記 1. の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
当年度末日における新株予約権の状況

	取締役会の決議日 (平成27年 5 月20日)
発行決議日	平成27年 5 月20日
新株予約権の数	2,910個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 291,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり 2,500円 (1 株当たり 25円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 231,100円 (1 株当たり 2,311円)
権利行使期間	平成30年 7 月 1 日から 平成32年 6 月30日まで
行使の条件	(注)

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の平成30年3月期における営業利益が1,200百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、平成28年3月期及び平成29年3月期のいずれかの期の営業利益が300百万円を下回った場合には、平成30年3月期の業績目標を達成した場合でも本新株予約権を行使することができない。
2. 上記1. における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるのと取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
7. 本新株予約権は、平成30年3月期における業績について、行使の条件を満たさず失効する見込みです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	轟 一 太	株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役 長野県信用組合理事
代 表 取 締 役 専 務	熊 原 昭 夫	ビジネス事業本部担当
取 締 役	清 水 誠 一	公共事業本部担当公共事業本部長 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役
取 締 役	石 丸 美 枝	経理・財務担当 株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役
取 締 役	河 井 聡 司	技術推進本部担当兼データセンター担当技術推進本部長兼データセンター長
取 締 役	丸 山 沢 水	管理本部担当兼経営企画本部担当兼情報開示担当管理本部長 株式会社ティー・エム・アール・システムズ代表取締役社長
取 締 役	小 林 秀 明	東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	小 根 山 克 雄	信越放送株式会社代表取締役会長 株式会社エステート長野代表取締役社長 長野カントリー株式会社代表取締役社長 株式会社まちづくり長野社外取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	宇 都 宮 進 一	長野トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタカローラ長野株式会社代表取締役社長 軽井沢トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 伊北トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 駒ヶ根トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 飯山トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 ネットトヨタ長野株式会社代表取締役社長 トヨタエルアンドエフ長野株式会社代表取締役社長 株式会社トヨタレンタリース長野代表取締役社長 株式会社ユー・ボディアンドペインティング代表取締役社長 株式会社長野県自動車会館代表取締役 信濃石油株式会社代表取締役会長 トヨタ部品長野共販株式会社代表取締役会長 長野トヨペット株式会社取締役 株式会社共立プランニング社外取締役 株式会社トヨペットサービスセンター社外取締役 株式会社アサヒエージェンシー社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 丸子警報器株式会社社外取締役 長野県信用組合総代
常 勤 監 査 役	関 谷 秀 世	
監 査 役	増 田 英 敏	専修大学法学部教授・大学院法学研究科教授 増田法律事務所所長
監 査 役	小 出 貞 之	株式会社守谷商会社外取締役 長野カントリー株式会社社外監査役
監 査 役	中 村 重 一	信濃毎日新聞株式会社代表取締役副社長 株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 長野カントリー株式会社社外監査役

- (注) １．取締役 小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、社外取締役であります。
- ２．監査役 増田英敏氏、小出貞之氏及び中村重一氏は、社外監査役であります。

3. 監査役 増田英敏氏は、大学等における税法分野に関する研究及び教授等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 小林秀明氏及び宇都宮進一氏並びに監査役 増田英敏氏、小出貞之氏及び中村重一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成30年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
代表取締役専務 熊原昭夫氏の担当が、ビジネス事業本部担当から、公共開発本部担当兼ビジネス開発本部担当となりました。
取締役 清水誠一氏の担当が、公共事業本部担当から、営業本部担当となりました。
取締役 河井聡司氏の担当が、技術推進本部担当兼データセンター担当技術推進本部長兼データセンター長から、技術推進本部担当兼データセンター担当データセンター長となりました。
取締役 丸山沢水氏の担当が、管理本部担当兼経営企画本部担当兼情報開示担当管理本部長から、管理本部担当兼情報開示担当管理本部長となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	9名（3名）	141,304千円（14,610千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（3名）	21,480千円（7,650千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、かかる金銭報酬の枠内にて、平成28年6月28日開催の第51期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50,000千円以内（うち、社外取締役7,500千円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の重要な兼職の状況

会社における地位	氏 名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	小 林 秀 明	該当事項はありません。	東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役であります。なお、当社は東洋製罐グループホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。
取 締 役	小根山 克 雄	信越放送株式会社代表取締役会長及び株式会社エステート長野、長野カントリー株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社は信越放送株式会社及び長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係、株式会社エステート長野との間にインターネットサービス及びシステム利用料等の取引関係があります。	株式会社まちづくり長野社外取締役であります。なお、当社は株式会社まちづくり長野との間にインターネットサービス等の取引関係があります。

会社における地位	氏 名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	宇都宮 進 一	長野トヨタ自動車株式会社、トヨタカローラ長野株式会社、軽井沢トヨタ自動車株式会社、伊北トヨタ自動車株式会社、駒ヶ根トヨタ自動車株式会社、飯山トヨタ自動車株式会社、ネッツトヨタ長野株式会社、トヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティングの代表取締役社長、株式会社長野県自動車会館の代表取締役、信濃石油株式会社、トヨタ部品長野共販株式会社の代表取締役会長及び長野トヨペット株式会社取締役であります。なお、当社は長野トヨタ自動車株式会社との間にシステム提供及び利用料等の取引関係があり、他13社との間に特別な関係はありません。	株式会社共立プランニング、株式会社トヨペットサービスセンター、株式会社アサヒエージェンシー、長野朝日放送株式会社、丸子警報器株式会社の社外取締役及び長野県信用組合総代であります。なお、当社は株式会社共立プランニングとの間に広告宣伝、データセンターサービス利用料等の取引関係、長野県信用組合との間に借入金等の取引関係があり、他4社との間に特別な関係はありません。
監 査 役	増 田 英 敏	専修大学法学部・大学院法学研究科教授及び増田法律事務所所長であります。なお、当社は専修大学及び増田法律事務所との間に特別な関係はありません。	該当事項はありません。
監 査 役	小 出 貞 之	該当事項はありません。	株式会社守谷商会の社外取締役及び長野カントリー株式会社の社外監査役であります。なお、当社は株式会社守谷商会との間にインターネットサービス等の取引関係、長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があります。

会社における地位	氏名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役	中村重一	信濃毎日新聞株式会社代表取締役副社長であります。なお、当社は信濃毎日新聞株式会社との間にシステム提供等の取引関係があります。	株式会社メイツ長野、株式会社ながのコミュニティ放送、長野朝日放送株式会社の社外取締役及び長野カントリー株式会社の社外監査役であります。なお、当社は株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係、株式会社ながのコミュニティ放送との間にインターネットサービス等の取引関係、長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があり、長野朝日放送株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役	小林 秀 明	17	94	—	—
取締役	小根山 克 雄	16	89	—	—
取締役	宇都宮 進 一	8	62	—	—
監査役	増 田 英 敏	15	83	10	77
監査役	小 出 貞 之	18	100	13	100
監査役	中 村 重 一	14	78	11	85

(注) 1. 取締役 宇都宮進一氏は、平成29年6月28日開催の第52期定時株主総会で取締役に選任されており、取締役会の出席率は就任後の取締役会開催回数13回で計算しております。

2. 取締役会における発言状況

- (a) 各社外取締役は、当社の経営全般に対し意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- (b) 各社外監査役は、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

3. 監査役会における発言状況

各社外監査役は、監査役会において、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	38,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査目的、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積額について、前事業年度の計画と実績、報酬総額、時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けが行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることになります。また、当社株式の大量買付けを行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されることになります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社においては、「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、及び独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の源泉であると考えております。当社は、これらの企業価値の源泉を踏まえ、成長企業としての基盤構築、積極的な人材育成による技術力の向上、次期システムの研究開発及び設備投資、システム開発の品質・生産性向上といった諸施策を実行していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化として、取締役の任期を1年とし、また社外取締役及び社外監査役のうち5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。このような役員体制のもと、毎月定例的に開催する取締役会では、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会の重要な意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担うなど、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化を図っております。なお、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性を高めております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会の決議及び平成27年6月25日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）を継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、及び、対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下のア.ないしウ.のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ア．当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- イ．当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ウ．当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します（なお、止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、最大30日間延長することができます。）。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または対抗措置発動の可否等につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。対抗措置発動の可否等につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとしします。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、これにより、本プランの有効期間は、平成30年6月に開催予定の定時株主総会の終結時までであります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ndensan.co.jp/ir/press.html>）に掲載の平成27年5月27日付プレスリリースをご覧ください。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、②に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①に記載した当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができるとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、上記①に記載した当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

~~~~~  
(注) 平成30年5月29日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催予定の当社第53期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時に有効期限が満了する買収防衛策について、株主の皆様のご賛同を得ることを条件に継続することについて決定し、本総会にて議案を付議することといたしました。本総会に付議する議案の詳細については「第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件」をご参照ください。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付けたうえで、経営体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の確保及び毎期の業績に基づき配当政策を実施することを基本方針としております。

また、中間配当及び期末配当の年2回の配当を実施することを基本方針とし、配当性向は20%以上を目標にしております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

### ② 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、当社の財政状態、第53期の業績等を総合的に勘案して、平成30年5月15日開催の取締役会決議により、以下のとおりとさせていただきました。

#### ア. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### イ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当18円といたします。

この場合の配当総額は99,816,624円となります。

また、平成29年12月4日に、1株につき17円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき35円となります。

#### ウ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月12日といたします。

### ③ その他の剰余金の処分に関する事項

#### ア. 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

#### イ. 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

#### ウ. 効力発生日

平成30年5月15日

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載数字の金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成30年 3月31日現在)

資 産 の 部		負債 の 部	
資 料	目	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	6,083,602
現 金 及 び 預 金	1,412,789	買 入 金	1,009,178
受 取 手 形	1,557	短 期 借 入 金	2,282,000
売 掛 金	4,227,699	1年以内返済予定の長期借入金	552,960
一 般 投 資 資 産	751,725	リ ー ス 債 務	298,283
商 品	82,181	未 払 金	490,578
仕 掛 品	115,134	未 払 費 用	92,579
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	32,121	未 払 法 人 税 等	326,062
前 払 費 用	77,430	未 払 消 費 税	197,171
繰 延 税 金 資 産	301,568	前 払 受 取 金	84,298
繰 上 引 当 金	126,482	預 賞 与 引 当 金	74,278
貸 倒 引 当 金	△144	製 品 保 証 引 当 金	669,969
固 定 資 産	11,815,371	そ の 他	5,402
有 形 固 定 資 産	6,618,431	固 定 負 債	838
建 構 物	4,438,224	長 期 借 入 金	2,232,240
機 械 及 び 装 置	47,714	リ ー ス 債 務	526,939
車 両 運 搬 具	24,421	退 職 給 付 引 当 金	1,276,807
工 具 、 器 具 及 び 備 品	102	資 産 除 去 債 務	405
土 地	303,803	負 債 合 計	10,119,995
建 設 仮 勘 定	1,732,845	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	64,724	株 主 資 本	8,789,899
ソ フ ト ウ エ ア	6,594	資 本 金	1,395,482
リ ー ス 資 産	4,106,535	資 本 剰 余 金	1,091,882
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,301,096	資 本 準 備 金	1,044,925
そ の 他	3,339	そ の 他 資 本 剰 余 金	46,957
投 資 そ の 他 の 資 産	2,786,448	利 益 剰 余 金	6,941,650
投 資 有 価 証 券	15,651	利 益 準 備 金	87,500
関 係 会 社 株 式	1,090,404	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,854,150
破 産 更 生 債 権	266,080	別 途 積 立 金	5,260,000
長 期 前 払 費 用	285,000	繰 越 利 益 剰 余 金	1,594,150
繰 延 税 金 資 産	218	自 己 株 式	△639,116
繰 上 引 当 金	29,412	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,008
貸 倒 引 当 金	396,838	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,008
	123,547	新 株 予 約 権	27,015
	△10,693	純 資 産 合 計	8,823,922
資 産 合 計	18,943,917	負債及び純資産合計	18,943,917

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

		(単位：千円)	
科 目		金	額
売上高			13,597,667
売上原価			8,977,207
売上総利益			4,620,460
販売費及び一般管理費			3,571,489
営業利益			1,048,970
営業外収益			
受取利息及び配当金	8,406		
受取報奨金	3,000		
その他の	4,368		15,775
営業外費用			
支払利息	18,723		
為替差損	833		
その他の	448		20,005
経常利益			1,044,739
特別利益			
投資有価証券売却益	2,779		
訴訟関連債務戻入益	27,405		
新株予約権戻入益	7,275		37,459
特別損失			
固定資産除却損	44,150		
投資有価証券売却損	700		44,851
税引前当期純利益			1,037,347
法人税、住民税及び事業税	332,500		
法人税等調整額	△39,667		292,832
当期純利益			744,514

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月15日

株式会社電算
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

株式会社 電算 監査役会

常勤監査役	関谷 秀世	㊟
社外監査役	増田 英敏	㊟
社外監査役	小出 貞之	㊟
社外監査役	中村 重一	㊟

以上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 9 名選任の件

取締役 轟一太、熊原昭夫、清水誠一、石丸美枝、河井聡司、丸山沢水、小林秀明、小根山克雄及び宇都宮進一の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役 9 名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1 再 任	とどろき かず た 轟 一 太 (昭和21年1月18日生)	昭和44年 3 月 信越放送株式会社入社 平成12年 6 月 同社取締役 平成15年 6 月 同社常務取締役 平成16年 6 月 当社取締役 平成17年 6 月 当社専務取締役 平成20年 6 月 当社代表取締役専務 平成23年 6 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニ ティ社外取締役 長野県信用組合理事	21,700株
【取締役候補者とした理由】 前会社で培われた経営手腕と平成16年6月に当社取締役に就任以来、経営の重要事項の決定及び業 務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことを考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般 に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2 再任	しみず せい いち 清 水 誠 一 (昭和27年6月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年4月 当社管理本部総務人事部長 平成21年6月 当社取締役公共事業本部担当公共事業本部長 平成25年6月 当社取締役公共事業本部担当兼データセンター担当公共事業本部長 平成26年6月 当社取締役公共事業本部担当公共事業本部長 平成29年4月 当社取締役公共事業本部担当 平成30年4月 当社取締役営業本部担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役	6,100株
【取締役候補者とした理由】 公共分野の事業推進に功績が認められ、また、当社における管理本部総務人事部長などの経験から、その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3 再 任	いし まる み え 石 丸 美 枝 (昭和44年11月2日生)	平成9年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成15年4月 公認会計士登録 平成23年4月 当社入社 平成23年5月 税理士登録 平成24年6月 当社取締役経理・財務担当 平成25年1月 当社取締役経営企画本部担当兼情報開示担当経営企画本部長 平成25年6月 当社取締役経営企画本部担当兼技術開発センター担当兼情報開示担当経営企画本部長 平成26年6月 当社取締役経理・財務担当(現任) 平成28年7月 株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役	1,600株
【取締役候補者とした理由】 会計士・税理士の資格を有しており、また、会計監査業務の経験から企業財務・経理に精通しており、その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4 再任	かわい 井 聡 司 (昭和38年3月13日生)	昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 当社公共事業本部公共ソリューション3部長 平成22年4月 当社公共事業本部公共ソリューション1部長 平成24年4月 当社公共事業本部公共統括部長 平成25年4月 当社ビジネス事業本部長 平成26年4月 当社ビジネス事業本部長兼データセンター長 平成26年6月 当社取締役ビジネス事業本部担当兼データセンター担当ビジネス事業本部長兼データセンター長 平成27年4月 当社取締役技術推進本部担当兼データセンター担当技術推進本部長兼データセンター長 平成30年4月 当社取締役技術推進本部担当兼データセンター担当データセンター長(現任)	1,600株
【取締役候補者とした理由】 公共分野及び産業分野の事業推進に功績が認められ、また、IT技術に関する豊富な知識を有し、その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5 再任	まる やま たく み 丸 山 沢 水 (昭和37年2月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成19年12月 当社内部監査室長 平成25年4月 当社管理本部人事部長 平成26年6月 当社取締役管理本部担当兼経営企画 本部担当兼情報開示担当管理本部長 平成28年7月 株式会社ティー・エム・アール・シス テムズ代表取締役社長（現任） 平成30年4月 当社取締役管理本部担当兼情報開示 担当管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ティー・エム・アール・システムズ代表取締 役社長	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 当社における内部監査室長及び管理本部人事部長などの経験から、その手腕を考慮して、引き続き 当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したた めです。		
6 新任	なが と ひろ ふみ 長 門 博 文 (昭和33年11月22日生)	昭和57年4月 当社入社 平成27年4月 当社技術推進本部品質監理部長 平成30年4月 当社公共開発本部長（現任）	—
	【取締役候補者とした理由】 当社における品質監理部長としての経験から、その手腕を考慮して、当社における開発全般に対す る適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7 再 任	こばやし ひであき 小 林 秀 明 (昭和20年12月19日生) 社外取締役候補者	昭和43年 4 月 外務省入省 昭和63年 7 月 在オーストラリア日本国大使館参事官 平成 4 年 1 月 在ポーランド日本国大使館公使 平成 7 年 4 月 総理府事務官 公正取引委員会事務局官房審議官 平成 9 年 8 月 在アメリカ合衆国日本国大使館特命全権公使 平成12年 2 月 国際連合日本政府代表部特命全権大使 平成13年 4 月 儀典長 平成14年10月 東宮侍従長 平成17年11月 在タイ日本国大使館特命全権大使 平成20年10月 内閣府迎賓館館長 平成23年 6 月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役	2,200株
【社外取締役候補者とした理由】 過去に社外役員となること以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、外交官としての国際政治経済について長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8 再 任	お ね やま かつ お 小 根 山 克 雄 (昭和18年2月25日生) 社外取締役候補者	昭和40年3月 信越放送株式会社入社 平成9年6月 同社取締役東京支社長 平成13年6月 同社常務取締役東京支社長 平成16年6月 同社専務取締役営業本部長 平成17年6月 同社代表取締役専務 平成22年6月 同社代表取締役副社長 平成23年6月 同社代表取締役社長 平成23年6月 当社社外取締役(現任) 平成27年6月 信越放送株式会社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 信越放送株式会社代表取締役会長 株式会社エステート長野代表取締役社長 長野カントリー株式会社代表取締役社長 株式会社まちづくり長野社外取締役	3,800株
【社外取締役候補者とした理由】 他社における会社経営に関する豊富な経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9 再任	うつのみや しんいち 都宮 進一 (昭和30年9月29日生) 社外取締役候補者	昭和58年1月 長野トヨタ自動車株式会社入社 平成元年5月 同社代表取締役副社長 平成15年5月 同社代表取締役社長（現任） 平成29年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 長野トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタカローラ長野株式会社代表取締役社長 軽井沢トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 伊北トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 駒ヶ根トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 飯山トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 ネットトヨタ長野株式会社代表取締役社長 トヨタエルアンドエフ長野株式会社代表取締役社長 株式会社トヨタレンタリース長野代表取締役社長 株式会社ユー・ボディアンドペインティング代表取締役社長 株式会社長野県自動車会館代表取締役 信濃石油株式会社代表取締役会長 トヨタ部品長野共販株式会社代表取締役会長 長野トヨペット株式会社取締役 株式会社共立プラニング社外取締役 株式会社トヨペットサービスセンター社外取締役 株式会社アサヒエージェンシー社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 丸子警報器株式会社社外取締役 長野県信用組合総代	2,700株
【社外取締役候補者とした理由】 他社における会社経営に関する豊富な経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。			

(注) 1. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成30年3月31日時点における株式数で記載しております。

2. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。

- ① 取締役候補者 轟一太氏は、株式会社メイツ長野、株式会社長野県カルチャーセンター、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティの社外取締役及び長野県信用組合の理事を兼務しております。当社は株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係、株式会社長野県カルチャーセンターとの間にシステム利用料等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティとの間にインターネットサービス等の取引関係、長野県信用組合との間に借入金等の取引関係があります。
- ② 取締役候補者 清水誠一氏は、株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役を兼務しております。当社は株式会社諏訪広域総合情報センタとの間にシステム提供サービス等の取引関係があります。
- ③ 取締役候補者 小根山克雄氏は、信越放送株式会社代表取締役会長、株式会社エステート長野、長野カントリー株式会社の代表取締役社長及び株式会社まちづくり長野社外取締役を兼務しております。当社は信越放送株式会社及び長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係、株式会社エステート長野との間にインターネットサービス及びシステム利用料等の取引関係、株式会社まちづくり長野との間にインターネットサービス等の取引関係があります。

- ④ 取締役候補者 宇都宮進一氏は、長野トヨタ自動車株式会社、トヨタカローラ長野株式会社、軽井沢トヨタ自動車株式会社、伊北トヨタ自動車株式会社、駒ヶ根トヨタ自動車株式会社、飯山トヨタ自動車株式会社、ネッツトヨタ長野株式会社、トヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティングの代表取締役社長、株式会社長野県自動車会館の代表取締役、信濃石油株式会社、トヨタ部品長野共販株式会社の代表取締役会長、長野トヨペット株式会社取締役、株式会社共立プラニング、株式会社トヨペットサービスセンター、株式会社アサヒエージェンシー、長野朝日放送株式会社、丸子警報器株式会社の社外取締役及び長野県信用組合総代を兼務しております。当社は長野トヨタ自動車株式会社との間にシステム提供及び利用料等の取引関係、株式会社共立プラニングとの間に広告宣伝、データセンターサービス利用料等の取引関係及び長野県信用組合との間に借入金等の取引関係があります。
- ⑤ その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者 小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、社外取締役候補者であります。
- 当社は小林秀明氏及び宇都宮進一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、小林秀明氏及び宇都宮進一氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- 小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって小林秀明氏及び小根山克雄氏が7年、宇都宮進一氏が1年となります。

5. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有している方を、社外取締役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、社外取締役に選任する方針であります。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会において、金銭報酬として年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、平成28年6月28日開催の第51期定時株主総会において、ストック・オプション報酬として、上記の金銭報酬の枠内で年額50,000千円以内（うち社外取締役7,500千円以内）とご承認頂いておりますが、今般、役員報酬制度の見直しとして、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入させていただきたく、当社の取締役に対し、上記の金銭報酬の枠内にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としております。

本議案に基づき取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内（うち社外取締役7,500千円以内）といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案が承認可決されますと、9名（うち社外取締役3名）となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（うち社外取締役分は4,500株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本株式の割当てを受けた日から30年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡又は任期満了により当社の取締役の地位を喪失した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

①取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役の地位を喪失した場合には、死亡又は任期満了その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。

②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成26年10月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、さらに平成27年6月25日開催の当社第50期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき本プランを継続いたしました。その有効期限は、本総会の終結の時までとなっております。

当社は、本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非を含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成30年5月29日開催の当社取締役会において、当社定款第49条の定めに従い、本総会における株主の皆様の承認を条件として、本プランを継続することを決議し、公表いたしました。

つきましては、本プランを継続することにつき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けが行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社においては、総合行政情報システム「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、及び独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の源泉であると考えております。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることになります。また、当社株式の大量買付けを行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されることになります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の必要性について

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして適当でない者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

I において述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要な情報や時間を確保した上で、当社取締役会から株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

なお、当社の筆頭株主である信越放送株式会社（以下「信越放送」といいます。）は、平成30年3月31日現在で当社株式の38.39%を保有しております。信越放送は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、本プランにおける対象にしておりませんが、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っており、信越放送が今後も当社株式を保有し続けることについて、信越放送との間で契約等が存在しておらず、将来、信越放送の事情により当社の株式を売却し、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。従いまして、今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような大量買付行為がなされた場合には、株主の皆様が当該大量買付行為についての条件・方法等について検討し、また当社取締役会による意見・代替案作成等のために、必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要性があると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が行われた際における情報提供及び検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、I において述べました会社支配に関する基本方針に照らして適当でない者によって大量買付行為が行われる場合の対応方針を含めた買収防衛策が引き続き必要不可欠であると考えております。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

イ. 本プランの趣旨

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、II 2. (2)において定義する大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、及び、③対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、現在設置している独立委員会委員である社外取締役の小林 秀明氏、社外監査役の小出 貞之氏及び社外有識者の角田 大憲氏の3名は、本プランの継続後も独立委員会委員に就任する予定です。（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、当社取締役会の決議に先立ち独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されています。

なお、当社取締役会が諮問する、かかる対抗措置の具体的内容につきましてはII 2. (9) をご参照ください。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当したまたはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等¹に関する大量買付者の株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³
- ②当社が発行者である株券等⁴に関する大量買付者の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為⁸

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本議案において別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本議案において同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大量買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大量買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を取得すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本議案において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、大量買付者の特別関係者とみなします。以下本議案において同じとします。

7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

8 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

(3) 情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言を含む書面(大量買付者の代表者による署名または記名捺印のなされたもの)及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明(以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、大量買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(大量買付者が当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報のリストを含みます。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。)を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、本必要情報等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社に提出していただきます。なお、意向表明書及び買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(大量買付者及びそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大量買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券(以下「当社有価証券」といいます。)、過去60日間において大量買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。)及び当社有価証券に関して大量買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)
- ③大量買付行為の目的(経営支配権の取得、経営参加、重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。))、方法及び内容(大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。)

- ④大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。この場合、当社取締役会は、本プランに定める手続きの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大量買付者の回答に期限を設定する場合があります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じてその期限を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従ってその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会または独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って直ちにその旨を開示いたします。

（４）取締役会による意見、代替案等の提示

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間及びその延長期間が必要とされる理由を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って情報開示を行います。

（５）独立委員会による評価、検討

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って速やかに情報開示を行います。

（６）独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

イ．大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告し、または対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきであると勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

①次の a. ないし d. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合

- a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為

c. 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合

③大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合

⑤大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑥その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大量買付行為が以上の類型に準ずると認められる場合には、当該大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かにつき、独立委員会の勧告を経たうえで株主総会において株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させるべきでないことが明白である場合その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

(7) 当社取締役会による決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議等を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置の発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主総会にこれを諮るべきと判断した場合その他必要な場合には、株主総会招集の決議を行い、原則として当該決議の日より最長60日以内に当社株主総会を開催し、対抗措置を発動するか否か等についてお諮りすることとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。なお、大量買付者は、当社取締役会（対抗措置の発動等について株主総会に諮る場合には株主総会）が、発動または不発動の決議等を行い、当社がその決議内容を開示するまでは、大量買付行為を行うことができないものとします。

（８）対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと当社取締役会または独立委員会が判断した場合、③その他対抗措置を発動すべき旨の独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置発動の中止または変更を行うことができるものとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示します。

上記②の場合には、原則として、従前の本必要情報を前提とする大量買付行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量買付行為について、変更前とは別個の大量買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

（９）対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。大量買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙３のとおりです。

3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プラン継続時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン継続時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権無償割当て等の対抗措置を発動することがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会決議または株主総会決議において定める割当日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての割当日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。新株予約権無償割当ての仕組上、当社株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、本プランに違反した大量買付者及び当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者については、法的権利または経済的権利において損失を被る場合があります。

当社取締役会または株主総会が対抗措置として新株予約権無償割当ての実施を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの有効期間等

本プランは、本総会において、本議案につき、株主の皆様の承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、その有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかわる定時株主総会終結の時までの約3年間とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成30年5月29日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

III. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

（1）会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付けに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ．買収防衛策に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも配慮したものとなっております。

ロ．株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、本総会において本プランの継続についての当社株主の皆様のご意思をお諮りさせていただきます。また、本総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合の本プランの有効期間は約3年間とするいわゆるサンセット条項を付すこととしております。さらに、II 4.記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

ハ．独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動及び変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

二．合理的な客観的要件の設定

本プランは、II 2. (6) に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ．外部専門家等の意見の取得

II 2. (5) に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ．デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

II 4. に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

別紙 1

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者
((i) 及び (ii) についてはその補欠者を含む。) の中から、当社取締役会が選任する。
(iii) 社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、選任の際の当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会による諮問を受けた場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①対抗措置の発動または不発動（対抗措置を発動するか否かについての株主総会への決議の実施を含む）
 - ②対抗措置の中止またはそれらに類する事項
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
 - ②大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑥大量買付者の大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かについての株主総会への付議の実施
 - ⑦本プランの修正または変更の承認
 - ⑧その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明及び帳票類の提出を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

別紙 2

独立委員会委員の略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

小林 秀明（こばやし ひであき）

【略 歴】

昭和 20年 12月生

昭和 43年 4月 外務省入省

昭和 63年 7月 在オーストラリア日本国大使館参事官

平成 4年 1月 在ポーランド日本国大使館公使

平成 7年 4月 総理府事務官 公正取引委員会事務局官房審議官

平成 9年 8月 在アメリカ合衆国日本国大使館特命全権公使

平成 12年 2月 国際連合日本政府代表部特命全権大使

平成 13年 4月 儀典長

平成 14年 10月 東宮侍従長

平成 17年 11月 在タイ日本国大使館特命全権大使

平成 20年 10月 内閣府迎賓館館長

平成 23年 6月 東洋製罐グループホールディングス(株)社外取締役（現任）

当社社外取締役（現任）

小林 秀明氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

小出 貞之（こいで さだゆき）

【略 歴】

昭和 22年 6月生

昭和 45年 4月 株式会社八十二銀行入行

平成 12年 6月 同行 執行役員企画部長

平成 14年 6月 同行 常務執行役員諏訪支店長

平成 16年 6月 同行 常務取締役

平成 19年 6月 同行 代表取締役副頭取

平成 23年 4月 長野経済研究所理事長

平成 25年 6月 当社社外監査役（現任）

小出 貞之氏は、会社法第 2 条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の 2 に定める独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

角田 大憲 (つのだ だいけん)

【略 歴】

昭和 42年 1 月生

平成 6 年 4 月 東京弁護士会登録

森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）所属

平成 13年 1 月 同事務所パートナー

平成 15年 3 月 中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）参画、
パートナー（現任）

平成 20年 4 月 MS & AD インシュアランスグループホールディングス(株)監査役

平成 22年 4 月 同社取締役（現任）

平成 28年 6 月 エーザイ(株)取締役（現任）

角田 大憲氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

角田 大憲氏は、平成30年6月をもってMS & AD インシュアランスグループホールディングス(株)の取締役を退任する予定であります。

以 上

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1.新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、必要の調整を行うものとする。

3.発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ①大量買付者または大量買付者のグループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）
- ②外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記8.に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）
- ③大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）

7.新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- (2)当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
 - ①大量買付者または大量買付者のグループに属する者
 - ②取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- (3)前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項②に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (4)(1)ないし(3)のほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

以 上

× ₴

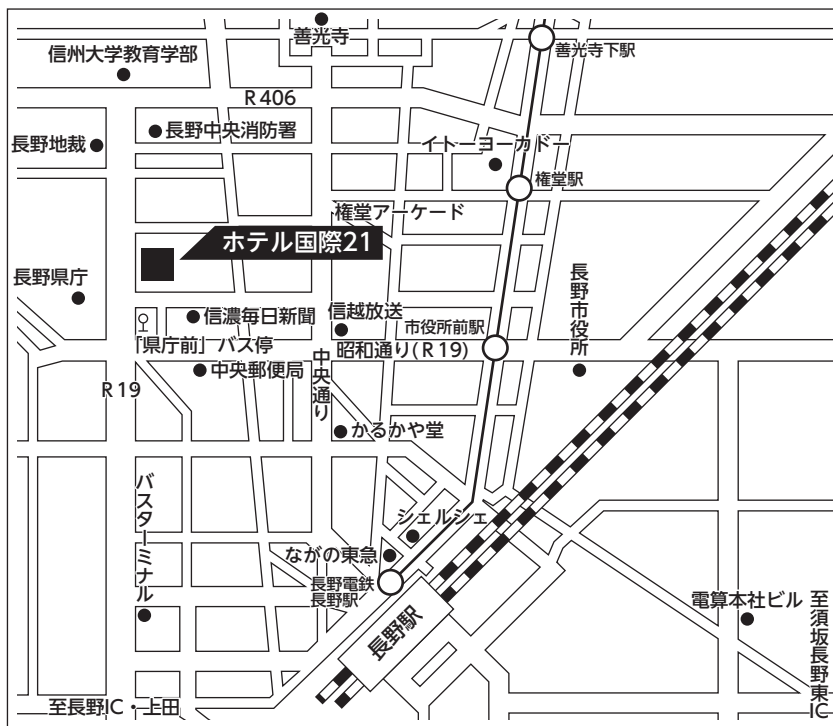
[illegible]

× ₴

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場：長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
電話 (026) 234-1111



交通のご案内

- J R 長野駅善光寺口下車
徒歩約20分、タクシー約5分。
- J R 長野駅善光寺口より長野市循環バスぐるりん号
「県庁前」バス停下車徒歩1分。
J R 長野駅善光寺口のバスロータリー内4番のりば【C-01 長野駅】
午前9時35分発、50分発。
善光寺口からのバスの所要時間は約11分です。
- お車をご利用の方
ホテル国際21の駐車場をご利用ください。

